

大分県報

平成二十八年
号外 (二)
三月二十五日

(金曜日)

目次

告示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定の解除……………一

○告示

大分県告示第百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。
平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広瀬勝貞

③ 井の尻	指定を解除する区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
玖珠郡 玖珠町 大字四 日市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域		急傾斜地の崩壊	平成二十五年三月二十八日 大分県告示第百二十五号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、玖珠土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）